

本号で公布された条例のあらまし

◇知事等の給与等の特例に関する条例（平成19年香川県条例第1号）

- 1 財政再建方策に基づき、知事、副知事、病院事業の管理者等の特別職の職員及び一般職の職員の給与並びに行政委員会の委員等の報酬の減額措置を講じるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県副知事定数条例（平成19年香川県条例第2号）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）が一部改正され、副知事の定数は条例で定めるとされたことに伴い、この条例を制定することとした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年香川県条例第3号）

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の一部改正に伴い、同法に基づく改善命令等を受けた精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関して必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県医学生修学資金貸付条例（平成19年香川県条例第4号）

- 1 将来香川県内で医師として知事が指定する医療機関等において業務に従事しようとする医学生に対し、修学資金を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図るため、この条例を制定することとした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）

- 1 病院事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部を適用することに伴い、病院局の企業職員の給与の種類及び基準を定めることとした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県立五色台少年自然センター条例（平成19年香川県条例第6号）

- 1 香川県自然科学館及び香川県立五色台少年自然の家を統合し香川県立五色台少年自然センターとして一体的な運営を行うため、この条例を制定することとした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県留置施設視察委員会条例（平成19年香川県条例第7号）

- 1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の一部改正により、留置施設を視察し、その運営に関し留置業務管理者（警察署長）に対して意見を述べる香川県留置施設視察委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。

2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第8号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費並びに国及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の使用料及び手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 一部の規定は平成19年4月1日、一部の規定は同年10月1日、一部の規定は同年11月30日、一部の規定は規則で定める日から施行することとした。

◇政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第9号）

- 1 証券取引法（昭和23年法律第25号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第10号）

- 1 知事の権限に属する事務のうち、市町が処理することとする事務を追加する等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 一部の規定は公布の日、一部の規定は平成19年4月1日、一部の規定は同月16日、一部の規定は同年11月30日、一部の規定は規則で定める日から施行することとした。

◇香川県警察本部組織条例等の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第11号）

- 1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県税条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第12号）

- 1 県民サービスの向上と税収の確保に資するため、自動車税をコンビニエンスストアで納付することができるよう所要の改正を行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する等の条例（平成19年香川県条例第13号）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正等を行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は公布の日、一部の規定は、規則で定める日から施行することとした。

◇香川県職員定数条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第14号）

- 1 病院局の設置、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正、医療短期大学の廃止等に伴う所要の改正を行うとともに、行財政改革による職員数の削減をより着実に進めるため職員の定数について実人員に沿った見直しを行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第15号）

- 1 人事委員会の平成18年10月13日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨等に基づき、国家公務員との均衡等を考慮し、諸手当等の改定を行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第16号）

- 1 公務のために旅行する職員等に支給する旅費について、より旅行の実態に即したものとするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県部制条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第17号）

- 1 水資源対策及び文化振興に関する施策の総合的な推進等を図るため、部の分掌事務について、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県県民ホール条例等の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第18号）

- 1 学校教育における文化芸術の充実や文化財保護などの観点に加えて、文化資源を活用したまちづくりによる産業の振興や地域の活性化など、県民生活に根ざした文化芸術の振興を総合的に進めるために、文化芸術振興に関する事務を教育委員会の事務部局から知事の事務部局へ移管し、併せて、香川県県民ホール、香川県漆芸研究所、香川県美術工芸研究所及び香川県立東山魁夷せとうち美術館についても、これらの所管を知事部局に移管するため、関係する条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第19号）

- 1 特別会計のうち、公共用地先行取得事業特別会計については、その行政目的を達成したことに伴いこれを廃止するため、及び集中管理特別会計については、従来の一般職員給与・非常勤職員報酬・賃金に加え、非職員の報償費等についても総務事務改革の一環として集中処理するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第20号）

- 1 人事委員会の平成18年10月13日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨に基づき、国の状況や他の都道府県の動向を考慮し、休息時間の廃止を行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県国民保護対策本部及び香川県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第21号）

- 1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇吉野川総合開発香川用水事業基金条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第22号）

- 1 吉野川総合開発香川用水事業基金について、繰替運用（基金の借入れ）ができるようにするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇かがわ総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第23号）

- 1 かがわ総合リハビリテーションセンターが身体障害者更生施設として行っている業務について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の規定に基づく新たな障害福祉サービス体系での業務に移行するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第24号）

- 1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）附則第16項の規定に基づき実施される保険財政共同安定化事業（一定額以上の医療費を市町で共同して負担する事業）等に係る市町間の負担の格差について、香川県国民健康保険財政調整交付金の普通調整交付金により財政調整を行うため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第25号）

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の一部改正に伴い、香川県感染症診査協議会の組織を改めるほか、関係条例について所要の改正等を行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第26号）

- 1 公衆浴場の構造設備に係る基準及び衛生に係る措置の基準について、規定の明確化及び浴槽水の消毒について技術革新に対応できるようにすること等レジオネラ症対策をより効果的なものとするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第27号）

- 1 旅館業の施設内の浴室の構造設備に係る基準及び衛生に係る措置の基準について、規定の明確化及び浴槽水の消毒について技術革新に対応できるようにすること等レジオネラ症対策をより効果的なものとするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第28号）

- 1 病院事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部を適用することに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県都市公園条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第29号）

- 瀬戸大橋記念公園球技場の附属施設である第1更衣室及び第2更衣室の使用料を設定することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県土地開発基金条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第30号）

- 香川県土地開発基金の運用から生ずる収益は公共用地先行取得事業特別会計の歳入歳出予算に計上して整理することとなっていたが、公共用地先行取得事業特別会計が廃止されることに伴い運用益金の処理を行う会計を一般会計に変更するため、所要の改正を行うこととした。
- 平成19年4月1日から施行することとした。

◇建築基準法施行条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第31号）

- 建築物のより一層の安全性を確保するため建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部が改正され、罰則が大幅に強化されたことに伴い、条例においても法改正と同様の趣旨から罰則を強化することとした。
- 平成19年4月1日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第32号）

- 人事委員会の平成18年10月13日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨等に基づき、国家公務員との均衡等を考慮し、扶養手当の改定等を行うこととした。
- 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第33号）

- 新規採用者数の確保及び平準化並びに職員の年齢構成の是正を図り、職員の新陳代謝を促すことを目的として実施している定年前早期勧奨退職者の特例措置の拡充について、その対象を一定年齢の教員に限定し、実施期間を平成19年度から平成23年度まで延長することとした。
- 平成19年4月1日から施行することとした。

◇へき地手当等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第34号）

- 自動車の普及や道路の整備状況等へき地学校等を取り巻く環境の変化を考慮し、へき地手当の支給割合について所要の改正を行うこととした。
- 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第35号）

- 小学校の児童数並びに中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数を改めるため、所要の改正を行うこととした。
- 平成19年4月1日から施行することとした。

◇公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第36号）

- 人事委員会の平成18年10月13日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨に基づき、国の状況や他の都道府県の動向を考慮し、休息時間の廃止を行

うこととした。

- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成19年香川県条例第37号）

- 1 学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）の施行により盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校の学校種別が廃止され特別支援学校とされることに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県スポーツ施設条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第38号）

- 1 香川県立丸亀武道館を香川県立丸亀高等学校の体育施設として管理するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県歴史博物館条例の一部を改正する等の条例（平成19年香川県条例第39号）

- 1 香川県歴史博物館及び瀬戸内海歴史民俗資料館を統合し一体的な運営を行うため、香川県歴史博物館条例の一部を改正するとともに、瀬戸内海歴史民俗資料館条例を廃止する等所要の改正等を行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第40号）

- 1 深刻な治安情勢に的確に対応し、県民の安全と安心を確保するため、警察官の定数について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第41号）

- 1 道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正により中型自動車免許等が創設されたこと、電磁的方法により記録された運転免許証の交付を開始すること及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の制定により探偵業を営もうとする者から届出書の提出があった場合にその者に届出証明書を交付する手続が新たに設けられたこと等に伴い、これらに関する手数料を徴収するため所要の改正を行うこととした。
- 2 一部の規定は平成19年4月1日、一部の規定は同年6月1日、一部の規定は同月2日、一部の規定は平成20年1月4日から施行することとした。

◇香川県立医療短期大学条例を廃止する条例（平成19年香川県条例第42号）

- 1 香川県立医療短期大学については、香川県立保健医療大学を設置したこと及び平成19年3月をもって在学生が修了し閉学することから、香川県立医療短期大学条例を廃止することとした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県障害者自立支援臨時特例基金条例（平成19年香川県条例第43号）

- 1 国から交付される障害者自立支援対策臨時特例交付金を受け入れ、障害者、障害児、指定障害福祉サービス事業者等を支援する事業を円滑に実施するため

の基金を設置するため、この条例を制定することとした。

- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成19年香川県条例第44号）

- 1 議員の報酬の減額措置を講じるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。

◇香川県議会委員会条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第45号）

- 1 常任委員会の所管事項のうち、文教厚生委員会の所管事項に病院局を追加することとした。
- 2 平成19年4月1日から施行することとした。